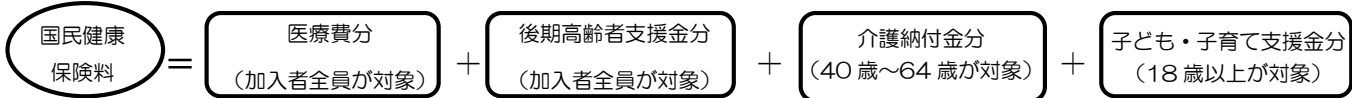


# 令和8年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（以下、国保）は、同じ地域に住む国保加入者たちが、病気やけがをしても安心して医療が受けられるよう、相互扶助精神で助け合う制度です。相互に医療を支え合う「医療費分」、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」、子ども・子育てを支える「子ども・子育て支援金分」の4つで構成されます。



【保険料の算出】令和6年度以降、保険料率は、大阪府が示す市町村標準保険料率です（大阪府内統一）。

◆令和8年度の保険料率◆ 保険料は1円単位です。

区分		令和7年度	令和8年度（改定後）	増減
医療費分	①所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 9.30%	料率 9.50%	+0.20%
	②均等割 加入者1人あたりの金額	34,424円	34,990円	+566円
	③平等割 1世帯あたりの金額	33,574円	33,908円	+334円
	保険料	①+②+③		
	最高限度額	650,000円	660,000円	+10,000円
後期高齢者支援金分	④所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 3.02%	料率 3.06%	+0.04%
	⑤均等割 加入者1人あたりの金額	11,034円	11,191円	+157円
	⑥平等割 1世帯あたりの金額	10,761円	10,845円	+84円
	保険料	④+⑤+⑥		
	最高限度額	240,000円	260,000円	+20,000円
介護納付金分	⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.56%	料率 2.60%	+0.04%
	⑧均等割 加入者1人あたりの金額	18,784円	18,682円	▲102円
	⑨平等割 1世帯あたりの金額	0円	0円	変更なし
	保険料	⑦+⑧+⑨		
	最高限度額（変更していません）	170,000円	170,000円	変更なし
支援納付金分 子ども・子育て	⑩所得割 前年中の基準総所得金額×料率	—	料率 0.28%	新設
	⑪均等割 加入者1人あたりの金額	—	1,841円	新設
	⑫平等割 1世帯あたりの金額	—	0円	新設
	保険料	⑩+⑪+⑫		
	最高限度額	—	30,000円	新設

(注) 基準総所得金額：世帯内国保加入者ごとの総所得金額－基礎控除額（合計所得金額2,400万円以下なら43万円）の合算

## ○低所得者に対する保険料軽減(政令軽減)について 所得に応じ均等割・平等割を7割・5割・2割軽減

(※以下令和8年度基準額) (注) 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する方のことです。

【2割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 57万円 × 被保険者数

【5割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 31万円 × 被保険者数

【7割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

## ○未就学児に係る均等割の減額について

国保加入の未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割の2分の1を減額します。均等割について、既に政令軽減適用済の世帯は、政令軽減後均等割の2分の1を減額します。

## ○子ども・子育て支援金について

全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子ども・子育て支援を行う仕組みとして令和8年度より新設されました。詳細については、別紙子ども家庭庁からのパンフレットをご参照ください。